

# 求職者支援制度について

## ○ 概要

- 求職者支援制度は、雇用保険を受給できない求職者が、月10万円の生活支援の給付金を受給しながら、無料の職業訓練を受講し、再就職や転職を目指す制度
- 雇用保険と生活保護の間をつなぐ第2のセーフティネットとして、離職して収入がない者を主な対象としているが、収入が一定額以下の場合、在職中に給付金を受給しながら、訓練を受講できる
- 支給要件を満たさず給付金を受給できない場合であっても、無料の職業訓練を受講できる

## ○ 制度活用の要件

訓練受講の要件 A	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ハローワークに求職の申し込みをしていること</li> <li>● <u>雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと</u></li> <li>● 労働の意思と能力があること</li> <li>● 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワーク所長が認めたこと</li> </ul>
職業訓練受講給付金の支給要件 B	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>本人収入が月8万円以下 [シフト制で働く者などは月12万円以下 (令和4年3月末までの特例)]</u></li> <li>● <u>世帯全体の収入が月25万円以下</u></li> <li>● <u>世帯全体の金融資産が300万円以下</u></li> <li>● 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない</li> <li>● 全ての訓練実施日に出席している (やむを得ない理由がある場合でも、8割以上の出席率がある)</li> <li>● 世帯の中で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている者がいない</li> <li>● 過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けたことがない</li> </ul>

## ○ 主な対象者

給付金を受けて訓練を受講している者 <b>[AとBに該当する者]</b>	
離職者	雇用保険の適用がなかった離職者 フリーランス・自営業を廃業した者 雇用保険の受給が終了した者など
在職者	一定額以下の収入のパートタイムで働きながら、正規雇用への転職を目指す者など
給付金を受けずに訓練を受講している者 (職業訓練を無料で受講) <b>[Aのみ該当する者]</b>	
離職者	親や配偶者と同居していて一定の世帯収入がある者など (親と同居している学卒未就職者など)
在職者	働いていて一定の収入のある者など (フリーランスで働きながら、正規雇用への転職を目指す者など)

## ○ 求職者支援制度の対象となる職業訓練

- 民間教育訓練機関が実施する就職に資する訓練を、求職者支援訓練として認定
- 求職者支援訓練は、地域の求人ニーズを踏まえ都道府県ごとに策定された「地域職業訓練実施計画」に基づき認定
- 訓練受講者が希望する場合、給付金を受給しながら公共職業訓練など（※）を受講することができる

※ 公共職業訓練は主に雇用保険受給者を対象とする訓練。求職者支援訓練は主に雇用保険を受給できない者を対象とする訓練  
雇用保険受給者は、希望する場合に求職者支援訓練を受講できるが、雇用保険を受給できない者の受講が優先される  
公共職業訓練の期間は、3か月から2年（令和4年3月末まで特例として1か月から2年）「など」は就職氷河期世代向け訓練など

## ○ 求職者支援訓練の種類

基礎コース	訓練内容	社会人としての基礎的能力および短時間で習得できる技能などを付与する訓練	
	訓練期間	2か月から4か月	
	訓練分野	ビジネスパソコン基礎科、オフィスワーク基礎科など	
実践コース	訓練内容	職務遂行のための実践的な技能などを付与する訓練	
	訓練期間	3か月から6か月（就職に直結する資格を取得できる介護分野などは2か月から） ※ シフト制で働く在職者などを対象とした訓練コースは2週間から（令和4年3月末までの特例）	
	訓練分野	IT 営業・販売・事務 医療事務 介護福祉 デザイン その他	WEBアプリ開発科、Android/JAVAプログラマ育成科など OA経理事務科、営業販売科など 医療・介護事務科、調剤事務科など 介護職員実務者研修科、保育スタッフ養成科など 広告・DTPクリエイター科、WEBデザイナー科など 3次元CAD活用科、ネイリスト養成科など

## ○ 求職者支援訓練の実施機関に対する奨励金

基礎コース	基礎コース：受講者数に応じて定額を支給：6万円／人月
実践コース	訓練修了者のうち、特に安定した雇用が実現した（雇用保険被保険者となった）者の割合に応じて支給 60%以上：7万円／人月、35%以上60%未満：6万円／人月、35%未満：5万円／人月 ※ シフト制で働く在職者などを対象とした訓練コースは、55%以上：7万円／人月、 30%以上55%未満：6万円／人月、30%未満：5万円以上／人月

※この他、託児サービスを提供する訓練実施機関に対し、児童一人当たり月6万6千円を限度に保育奨励金を支給

## ○ 職業訓練受講給付金の支給額

訓練受講手当	月10万円 ※ 訓練開始日から1か月ごとに区切った期間の日数が28日未満の場合、1日当たり3,580円
通所手当	訓練施設へ通所する場合の定期乗車券などの額（月上限42,500円）
寄宿手当	月10,700円 ※ 同居の配偶者、子および父母と別居して寄宿する場合などに支給

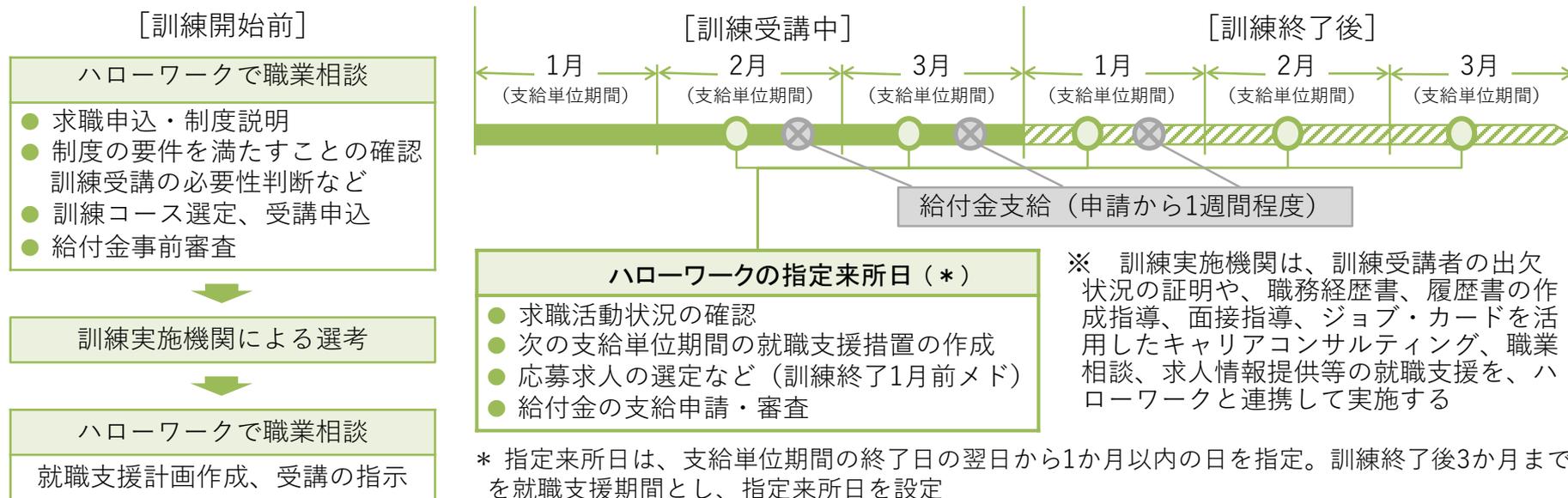
※ 給付金を受給しても訓練期間中の生活費が不足する場合、給付金に上乗せして資金を融資する制度により支援  
[求職者支援資金融資]

- ・貸付額：単身者月額5万円、扶養家族を有する者月額10万円×給付金の受講予定訓練月数
- ・利率：2%（うち信用保証料0.5%）・担保・保証人：不要

## ○ 訓練受講者に対する就職支援

- ハローワークが、訓練受講者ごとに就職支援計画を作成し、職業訓練の情報提供から訓練終了後の就職までの支援を、訓練実施機関と連携を図りながら、個別・伴走型できめ細かに行う

### ※ 就職支援のながれ（3か月訓練の例）



## ○ 求職者支援制度の財源

原則	—	国庫 1/2	労使負担 1/2 (労使折半)
暫定	当分の間	国庫 27.5/100 (※1)	労使負担 72.5/100 (労使折半)
時限	平成29年度から 令和3年度まで	国庫 5/100 (※2)	労使負担 95/100 (労使折半)

※1 原則の割合 (1/2) に、雇用保険と同様の国庫負担の暫定措置 (原則の55/100を負担) を適用  
 $50/100 \times 55/100 = 27.5/100$

※2 現下の雇用情勢、雇用保険の財政状況などを勘案し、雇用保険制度の国庫負担率を5年間に限り引き下げる  
 原則の割合 (1/2) の10/100  
 $50/100 \times 10/100 = 5/100$

※3 令和3年度予算額：252億円 (うち国庫負担 11億円)

## ○ 求職者支援制度などの目標 (令和3年度)

新たな雇用・訓練パッケージ (令和3年2月12日/厚生労働省)	訓練受講者数 (求職者支援訓練：約5万人、公共職業訓練：約15万人)
非正規雇用労働者等に対する緊急支援策 (令和3年3月16日/新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議)	訓練受講者数 (求職者支援訓練：約5万人、公共職業訓練：約15万人) 職業訓練受講給付金受給者数：2.5万人 デジタル分野の求職者支援訓練の定員：約5千人

## ○ 本年に入って講じた求職者支援制度の特例措置など

- シフトの減少により厳しい立場に置かれているシフト制で働く方などが、在職中に給付金を受給しながら訓練を受講し、ステップアップとなる仕事への転職を目指せるよう、給付金の収入要件と出席要件を緩和する特例措置を導入  
[令和3年9月末までの時限措置→令和4年3月末まで延長]
- 働きながら受講しやすい短い期間の訓練コースなどの設定を可能とするため、訓練基準を緩和する特例措置を導入  
[令和4年3月末までの時限措置]
- 求職者支援制度などを活用して再就職や転職を目指す者に、職業訓練の情報提供から訓練終了後の就職までの支援を、個別・伴走型できめ細かに行う「コロナ対応ステップアップ相談窓口」を全てのハローワークに設置

### 収入要件の特例措置

月8万円以下 → シフト制で働く者などは月12万円以下 (※)

#### ※ シフト制で働く者、自営業、フリーランスの者などで、固定収入(\*)が8万円以下の者は月12万円以下

- \* 固定収入は1か月の固定的な収入（月給制の月給、固定残業代、不動産賃貸収入など）。あらかじめ勤務日数の定めのないシフト制で働く者などは、固定収入はなく、収入要件の特例措置を適用する
- \* 給付金は、セーフティネットとして、収入がない、または、少なく生活支援が必要な者に支給するもののため、固定的に8万円の収入がある者には支給しない。8万円は、パート労働者が平均時給で雇用保険の加入要件を満たさない週20時間未満で働く場合の収入額 [従前からの制度の原則]
- \* シフト制で働く者などの月の収入が変動する者は、月によって収入が8万円を超えるおそれがあり、そのことが給付金を受給できない在職中ではなく、収入がなくなった離職後の訓練受講を希望することにつながり、在職中からの訓練受講の隘路となる。それを解消し、シフト制で働く者などの在職中からの訓練受講を進めるため、現行の収入要件の上限額（8万円）に、月の収入の変動に対応する金額（現行の上限額の2分の1の4万円）を加え、収入要件の上限額を12万円以下とする特例を設ける
- \* 収入要件を満たす場合であっても、雇用保険被保険者は制度の対象とならない [従前からの制度の原則]

### 出席要件の特例措置

仕事で訓練を欠席せざるを得ない日を、病気などと同様のやむを得ない欠席とする (※)

#### ※ 仕事で訓練を欠席せざるを得ない日を、病気などと同様のやむを得ない欠席とし、訓練実施日の2割まで認める

### 訓練基準の特例措置

短い期間、時間の訓練コースの設定を可能とするため、訓練基準を緩和する (※)

- ※ 訓練期間：2か月から6か月 → 2週間から6か月
- ※ 訓練時間：原則月100時間以上 → 月60時間以上
- ※ オンライン訓練の設定を促進

## ○ 求職者支援制度の制度創設時からの実績

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
求職者支援訓練受講者数	50,758人	98,541人	74,933人	55,002人	40,587人	32,306人	26,822人	23,384人	21,020人	23,734人
職業訓練受講給付金受給者数	23,429人	58,439人	39,840人	28,525人	20,626人	15,508人	12,506人	10,193人	8,751人	10,406人

※1 訓練受講者数は、当該年度に訓練の受講を開始した者の数

※2 給付金受給者数は、当該年度に給付金を初めて受給した者の数

## ○ 直近の求職者支援訓練の受講者数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計(4~8月)	計
令和元年度	1,987	1,882	1,893	1,584	1,343	1,640	1,754	1,698	1,667	1,543	1,597	2,432	8,689	21,020
令和2年度	1,705	1,422	1,644	1,933	1,782	2,210	2,123	1,999	2,107	1,755	1,913	3,141	8,486	23,734
令和3年度	2,444	2,190	2,636	1,672	1,883								10,825	10,825
(対元年度同期比)	123%	116%	139%	106%	140%								125%	
(対前年度同期比)	143%	154%	160%	86%	106%								128%	

## ○ 直近の職業訓練受講給付金の受給者数

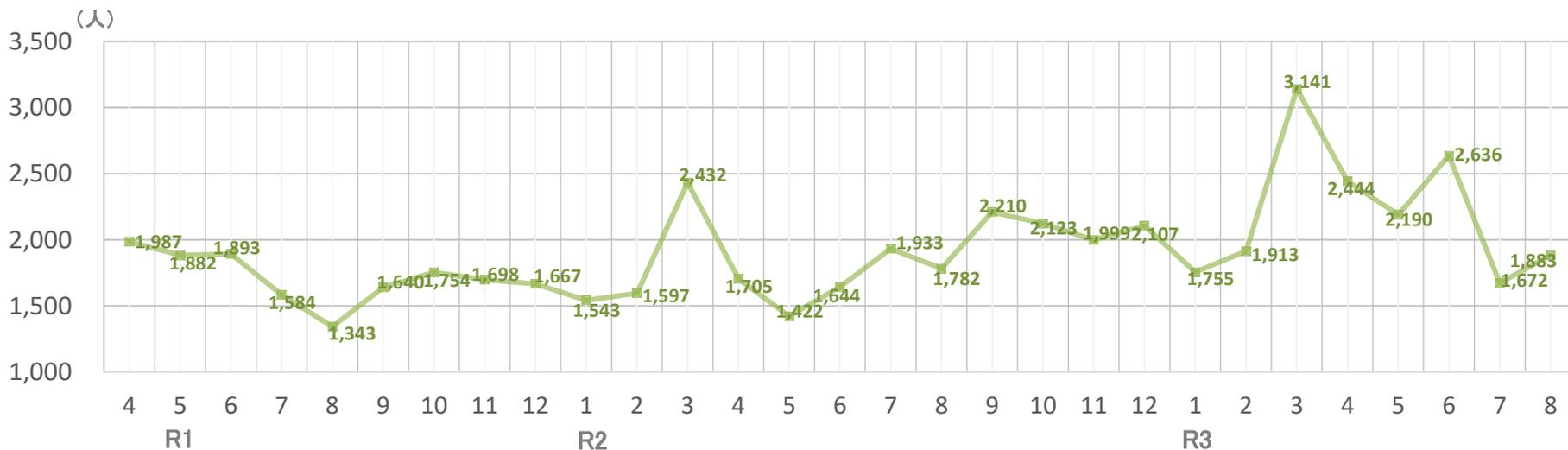
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計(4~8月)	計
令和元年度	702	1,207	763	724	743	586	744	760	713	641	616	552	4,139	8,751
令和2年度	678	1,089	731	752	724	791	1,010	972	1,046	1,026	749	838	3,974	10,406
令和3年度	964	1,477	1,061	1,095	989								5,586	5,586
(対元年度同期比)	137%	122%	139%	151%	133%								135%	
(対前年度同期比)	142%	136%	145%	146%	137%								141%	

## ○ 令和元年度の求職者支援訓練受講者の就職率

基礎コース	56.5%	実践コース	62.4%
-------	-------	-------	-------

# 直近の求職者支援訓練受講者数の推移（グラフ）

## ① 受講者数



## ② 対前年増減



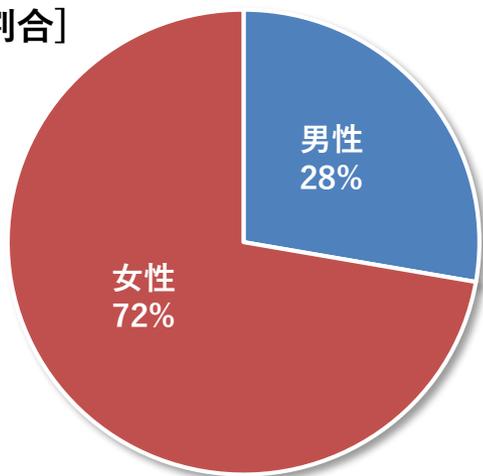
※ 受講者数は、その月に求職者支援訓練の受講を開始した者の数

※ カッコ内は、対前年同期比

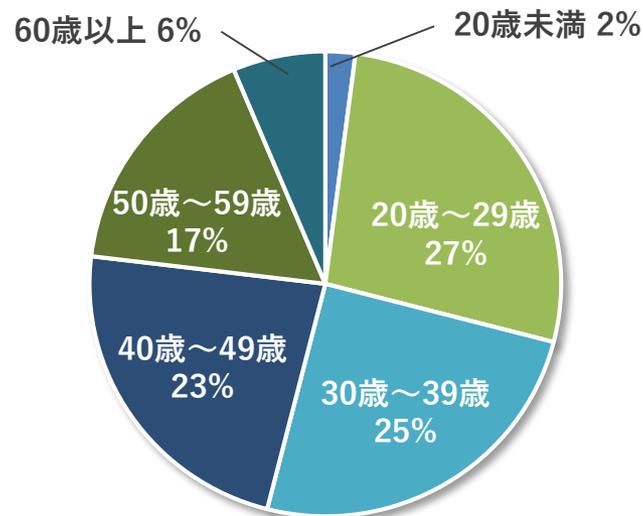
# 求職者支援訓練受講者数の男女別、年齢階層別割合（令和2年度）

## ① 求職者支援訓練受講者数

[男女別割合]

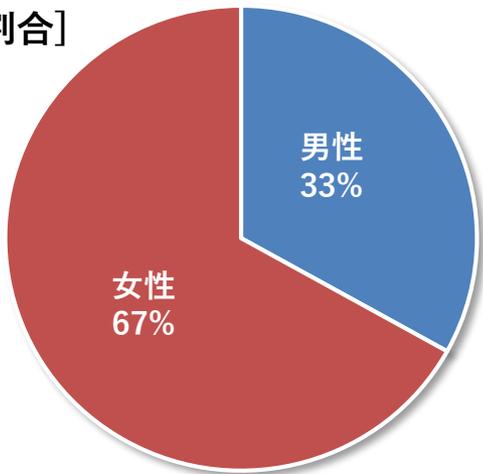


[年齢階層別割合]

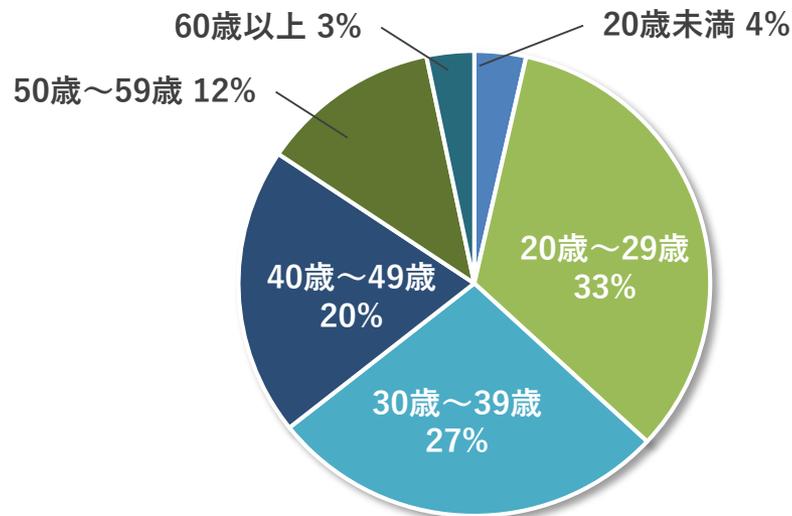


## ② 職業訓練受講給付金受給者

[男女別割合]



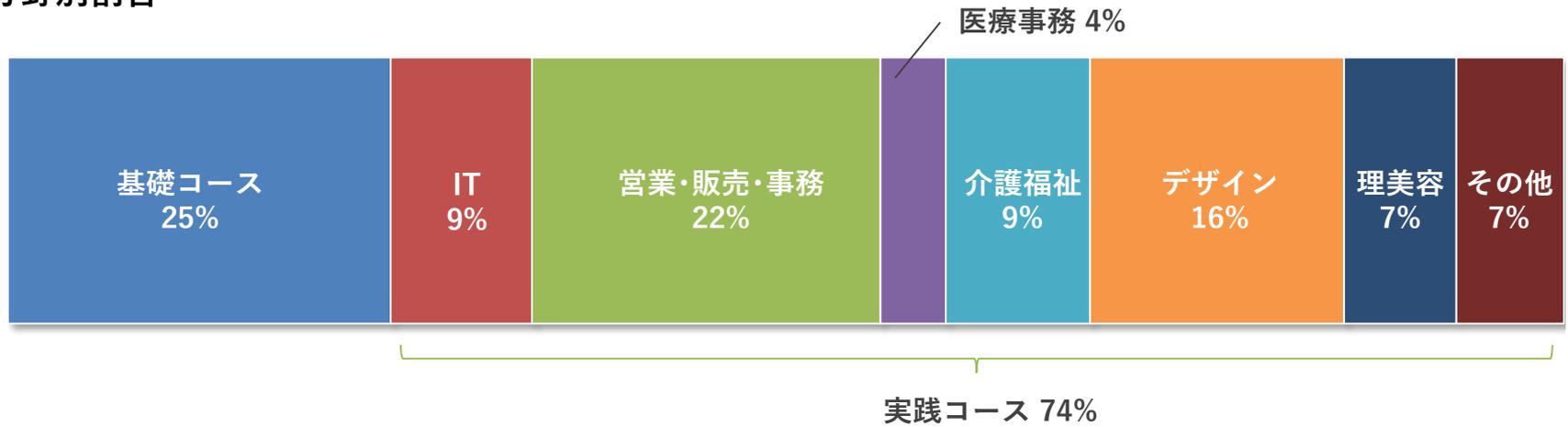
[年齢階層別割合]



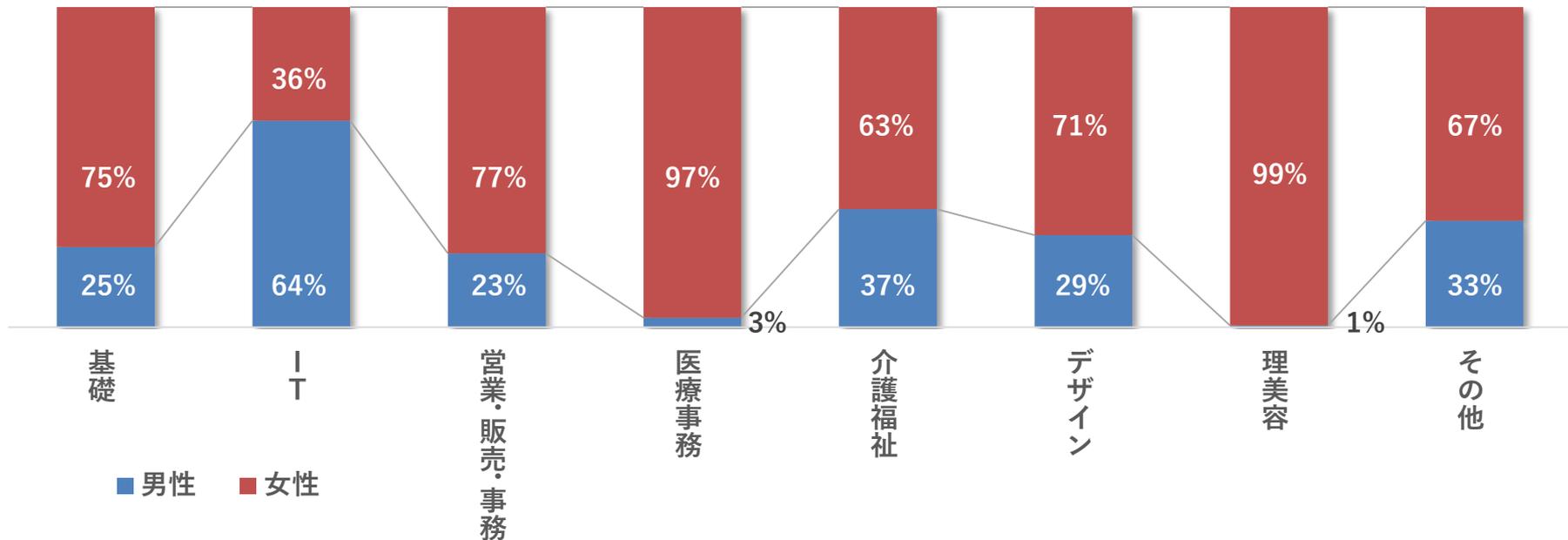
※ 四捨五入による端数処理のため割合の合計が100%にならないことがある

# 求職者支援訓練受講者数の分野別割合（令和2年度）

## ① 分野別割合

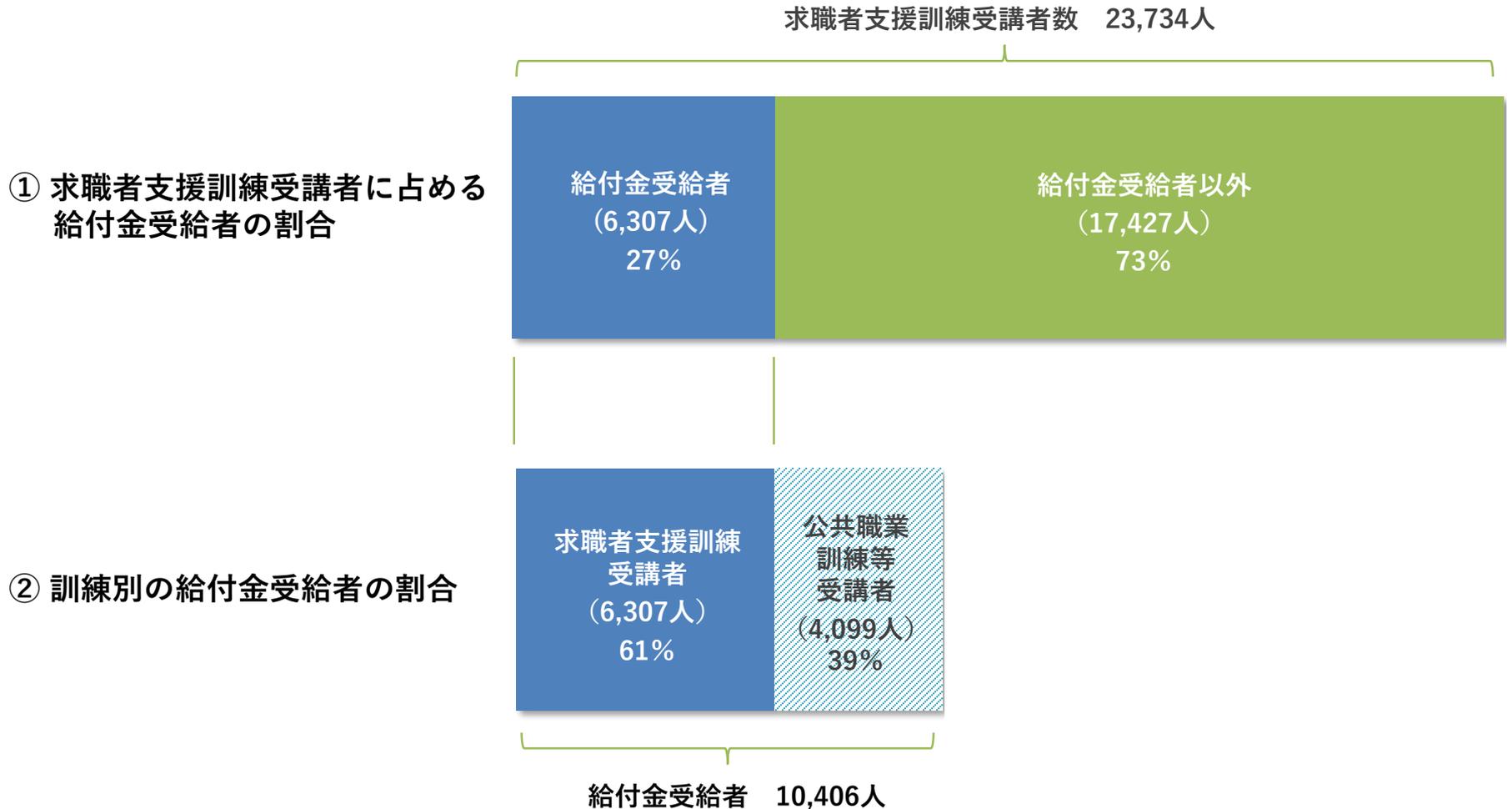


## ② 分野別、男女割合



※ 四捨五入による端数処理のため割合の合計が100%にならないことがある

# 職業訓練受講給付金受給者の状況（令和2年度）



※1 給付金受給者は、令和2年度に給付金を初めて受給した者の数

※2 給付金は、求職者支援訓練と公共職業訓練等の受講者のうち、支給要件を満たす者に支給する。公共職業訓練等は、公共職業訓練と氷河期世代向け訓練

# 職業訓練受講給付金の特例措置の適用者数

## 職業訓練受講給付金の特例措置の適用者数（令和3年2月25日から）

	～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
収入要件	2	10	20	22	27	29	41	151
出席要件	1	3	0	2	4	4	2	16

※ 各月に職業訓練受講給付金の特例措置を適用した者の数

## [参考] 職業訓練受講給付金の受給者数（令和3年3月から）

3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
838	964	1,477	1,061	1,095	989	860	6,446

※ 各月に職業訓練受講給付金を初めて受給した者の数

# 訓練受講申込事例（求職者の声）（令和2年度）

		受講申込につながった事例	受講申込につながらなかった事例
失業中の求職者		<ul style="list-style-type: none"> <li>事務職の求人に応募し不採用が続いていたが、<b>医療事務の資格を取得する訓練の受講を勧められ応募</b></li> <li>経験のある営業職での再就職を希望し、不採用が続いていたが、営業での<b>対人スキルを活かした介護職へのキャリアチェンジを勧められ、訓練に応募</b></li> <li>調理の仕事をしていて、<b>キャリアチェンジを希望。パソコンが操作できると応募可能な求人の幅が広がる</b>との助言を受け、訓練に応募</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>早く就職したい</b>ので、訓練の受講は考えていない</li> <li><b>経験を活かして再就職したい</b>ので、他職種への転職を前提とした訓練は考えていない</li> <li><b>新型コロナウイルス感染症に感染するおそれがある</b>ため、今は訓練の受講は考えられない</li> <li><b>コロナ禍で電車やバスに乗るのを最小限にしたい</b>。訓練は受けたいが今はやめておく</li> </ul>
在職中の求職者	シフト制で働く者	<ul style="list-style-type: none"> <li>飲食店でアルバイトをしていたが、シフトが減り、週2日しか働けなくなった。<b>ネイルサロンへの就職を目指し、訓練に応募</b></li> <li>飲食店でアルバイトをしているが、シフトに入れず月の収入が6万円以下。<b>事務職か営業職に就くため、オフィスソフトの訓練に応募</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>飲食店勤務。シフトが減って生活は苦しいが、<b>今の仕事を続けたい</b>。業況が回復するまで兼業する仕事を探しており、訓練を受けて転職するつもりはない</li> <li><b>早期就職を希望している</b>ので、訓練は考えていない</li> <li><b>経験職種で再就職したい</b>ので、訓練は考えていない</li> </ul>
	フリーランス・自営業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>アロマセラピーの仕事を自営しているが、コロナ禍で顧客が激減。<b>職業相談の結果、医療事務に興味があることが分かり、訓練に応募</b></li> <li>美術関係の自営をしていたが、コロナ禍で仕事が減少。<b>美術・デザインの知識を活かせるWEBデザインの訓練を勧められ応募</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今まで<b>自身が行ってきた事業に関連する仕事に就きたい</b></li> <li><b>仕事量が増加するまでダブルワークしたい</b>。転職を前提とした訓練は考えていない</li> </ul>
	休業中の者	<ul style="list-style-type: none"> <li>飲食店のホールで働いているが休業となった。<b>未経験だがWEBクリエイターの仕事に興味があり、訓練の受講を勧められ応募</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>まん延防止重点措置適用により飲食店が休業となったが、<b>解除後と同じ仕事に戻りたい</b></li> <li>居酒屋で調理人として働いているが、休業となり退職予定。パソコンの訓練を検討したが、<b>収入を得るための就職を優先</b></li> </ul>
	その他在職者	<ul style="list-style-type: none"> <li>小売業で働いているが、<b>事務職への転職を希望。パソコンが使えなかったため、訓練の受講を勧められ、訓練に応募</b></li> <li>営業職として働いているが、会社の業績不振から早期退職に応ずることとした。<b>介護職に興味があったものの、未経験職種へ転職に決心がつかなかったが、介護訓練の受講を勧められ応募を決意</b>した</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>早期の転職を希望</b>しており、訓練に時間をかけるつもりはない</li> <li>転職に必要な資格取得のため訓練を検討したが、家族を養うために<b>早期再就職する必要がある</b>、<b>訓練の応募を断念</b></li> <li>現在の職種の<b>業況が改善したら同じ職種で働きたい</b>。それまでのつなぎの仕事を探しており、訓練を受けて他の職種で再就職するつもりはない</li> </ul>

# 求職者支援制度に関する閣議決定

## 経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日 閣議決定）抄

### 第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉 ～4つの原動力と基盤づくり～

#### 5. 4つの原動力を支える基盤作り

##### （4）セーフティネット強化、孤独・孤立対策等

##### （求職者支援制度等のセーフティネットの強化）

今般の感染症の影響を踏まえ特例措置を講じた、第2のセーフティネットである求職者支援制度や、高等職業訓練促進給付金について、更なる拡充も見据え、その成果や課題を検証した上で、財源の在り方も含めて見直す。（略）非正規雇用労働者等やフリーランスといった経済・雇用情勢の影響を特に受けやすい方へのセーフティネットについて、生活困窮者自立支援制度や空き家等を活用した住宅支援の強化等による住まいのセーフティネットの強化を含めその在り方を検討するとともに、被用者保険の更なる適用拡大及び労災保険の特別加入の拡大を着実に推進する。

# 論 点

- 求職者支援制度について、訓練受講者・職業訓練受講給付金受給者の動向や、コロナ禍において講じている特例措置の適用の状況を踏まえて、制度の在り方等についてどのように考えるか。